

市に裁量のある事業見直し案にかかる資料の記載内容について

1 資料 2-3 市に裁量のある事業見直し案（方向性）一覧

市に裁量のある事業（242事業）の見直しの方向性を記載しています。

方向性の区分については、下記のとおりです。

区 分	内 容
抜本的見直し	事業の休廃止、又は事業費（一般財源）の概ね5割超の削減を行おうとするもの
大幅見直し	事業費（一般財源）の概ね5割を超えない範囲で削減を行おうとするもの
軽微な見直し	市内部の検討により見直しが可能なもの、又は少額な見直しを適宜行っていくもの
あり方見直し	事業内容等について見直しが必要であるが、今後さらなる検討が必要なもの

「No.」左横に「★」が記載されている網掛けの事務事業については、休廃止など見直しの程度等が大きい事業や見直し案の内容が市民生活に直接影響がある事業であるため、「市民・市議会との意見交換対象事業」に選定しています。（軽微な見直しであっても、市民生活に直接影響がある事業については、選定しています。）

2 資料 2-4 市に裁量のある事業 市民・市議会との意見交換対象事業見直し案

各項目については、下記のとおり記載しています。

項 目	説 明
事務事業名	事業名称を記載
所管部課	所管している部課名を記載
事業開始年度	当該事業の開始年度を記載（同じ事業内の中で開始年度が異なる複数の取組がある場合は、一番古い開始年度を記載）
事業概要	事業の概要を簡潔に記載
H25 当初予算事業費及び財源内訳	平成 25 年度当初予算及びその財源内訳を記載 「国支出金」、「県支出金」・・・国、県からの補助金など使途が特定されている財源 「地方債」・・・建設事業等にあてるための市の借入金 「その他」・・・負担金や手数料など使途が特定されている財源 「一般財源」・・・市の裁量で自由に使途が決められる財源
見直しの観点ごとの評価	資料 2-1 で説明したそれぞれの観点について、満たしていないものに「×」を記載
見直しの方向性	上記 1 の表の区分により記載
見直し内容	事業の見直し案を記載

※同じ施策分野の事業に共通の考え方がある場合は、その考え方を分野ごとの事業見直し案の先頭に記載しています。